

## 一般廃棄物廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置主体名	大曲仙北広域市町村圏組合
施設名称	大曲仙北広域南外一般廃棄物最終処分場
設置場所	大仙市市南外字矢向37番地1
処理方式	準好気性サンドイッチ方式
埋立容量	63, 000m <sup>3</sup>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

### 1. 一般廃棄物処理施設(最終処分場)の維持管理計画

- (1) 埋立処分の場所(以下「埋立地」という。)の外への一般廃棄物の飛散及び流出を防止する。
- (2) 最終処分場の外への悪臭の発散を防止する。
- (3) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消防器その他の消火設備を備える。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずる。
- (5) 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いを設ける。
- (6) 入口の見やすい箇所に一般廃棄物の最終処分場であることを表示する立て札その他の設備を設け、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずる。
- (7) 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を設け、定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- (8) 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあると認められる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆う。
- (9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。
- (10) 埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取した地下水の水質検査を次のとおり実施する。
  - イ 埋立処分開始前に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令別表第2の上欄に掲げる項目(以下「地下水等検査項目」という。)、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録する。
  - ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録する。
  - ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録する。
- (11) 測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録する。
- (12) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
- (13) 浸出水処理設備の維持管理は、次のとおり行う。
  - イ 处理水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。
  - ロ 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
  - ハ 处理水の水質検査は、次のとおり行う。
    - ① 排水基準等に係る項目(②に規定する項目を除く。)について一年に一回以上測定し、かつ、記録する。
    - ② 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量及び窒素含有量について一月に一回以上測定し、かつ、記録する。
- (14) 浸出水処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は浸出水処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講じ、措置の状況を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずる。
- (15) 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備を設け、機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他必要な措置を講ずる。
- (16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除する。
- (17) 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂により覆う。
- (18) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。
- (19) 残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録する。
- (20) 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量、維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を当該最終処分場の廃止までの間、保存する。